

令和2年度版

大津市 不妊に悩む方への特定治療支援事業 申請のご案内

医療保険が適応されない特定不妊治療（体外受精・顕微授精）
に要した費用の一部を助成します。

新型コロナウイルス感染症の影響による治療延期への対応について

新型コロナウイルス感染症の影響による治療延期への対応として、令和2年分の助成対象となる
①妻の年齢要件②夫婦の所得要件が時限的に緩和されます。

①妻の年齢要件について

令和2年(2020年)3月31日時点で

妻の年齢が39歳の場合 ⇒ 初回治療日が41歳になるまでの日であれば上限は通算6回

妻の年齢が42歳の場合 ⇒ 初回治療日が44歳になるまでの日であれば助成対象

②夫婦の所得要件について

夫婦それぞれの前年の所得の合計額が730万円を超えていても、次に該当される場合は補助金を申請できる可能性があります。

●新型コロナウイルス感染症の影響により所得が急変し、夫婦それぞれの令和2年の所得の合計額が730万円未満となる見込みがある場合

⇒今年の2月以降申請月までのうち任意の1か月の収入や賞与等の推計から所得判定を行います。

●治療延期により令和2年5月末※までに申請ができなかった場合

⇒前々年の夫婦の所得が730万円未満であれば、前々年所得をもとに申請が認められます。

※1月～5月の申請は前々年の所得、6月～12月は前年の所得で判定を行っております

【ご注意】

所得要件の特例における所得判定については、ご自身による判定ではなく、給与明細・賞与明細等の書類を追加でご提出いただいた上で、健康推進課にて判定をさせていただきます。所得要件の撤廃のための措置ではありませんのでご注意ください。

また、本来は対象外で、新型コロナに対する措置により対象となり（又は可能性があり）申請をされる方、又はご自身が対象となるか不明である方は事前に健康推進課までご連絡ください。



助成対象者 ～次の要件のすべてを満たす夫婦が助成の対象です～

1	申請日現在、夫婦のいずれか一方が大津市内に住所を有している
2	法律上の婚姻をしている夫婦
3	指定医療機関で、特定不妊治療（体外受精または顕微授精）以外の治療法では妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に判断され、その治療を受けた夫婦であること。
4	申請する治療の開始時の妻の年齢が43歳未満であること。 ←令和2年度は年齢要件の緩和があります（表紙①参照）
5	夫婦それぞれの前年の所得の合計額が730万円未満であること。 （4月～5月に申請の場合は、前々年の所得） ←令和2年度は所得要件の緩和があります（表紙②参照）
6	大津市または、他の都道府県、政令指定都市もしくは大津市以外の中核市が実施する特定不妊治療費の助成（国の制度に基づく助成）を通算6回以上（初回申請時の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合、通算3回以上）受けていないこと。



助成対象

助成の対象となるのは、指定医療機関で受けた特定不妊治療（体外受精および顕微授精）に要した費用とします。

特定不妊治療の過程で男性の治療として行う「精巣または精巣上体からの精子採取の手術」（精巣内精子生検採取法（TESE）、精巣上体精子吸引法（MESA）等（以下「男性不妊治療という」）を必要とした場合、それにかかる費用も助成します。ただし、採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合は、男性不妊治療のみの申請でも助成の対象となります。



助成回数

助成回数の上限は下表のとおりです。

男性不妊治療のみの申請をおこなった場合も、通算助成回数に含まれます。

初回申請時の妻の年齢（※1）	通算助成回数（※2）
40歳未満	43歳になるまでに通算6回まで
40歳以上43歳未満	43歳になるまでに通算3回まで
43歳以上	助成対象外

※1 妻の年齢は申請される治療の開始時を基準とします。

治療中に43歳になられた場合は申請可能です。

※2 これまでに、他都道府県・中核市（大津市含む）等で助成を受けた回数も通算されます。

※3 **令和2年度は年齢要件の緩和があります（表紙①参照）**



助成額

- 特定不妊治療に要した保険外診療の費用に対して、**1回の治療につき上限15万円（初回申請に限り上限30万円）**。ただし、「以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合」「採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合」は、**1回の治療につき上限7万5千円（初回であっても上限7万5千円）**。
- 特定不妊治療の過程で男性の治療として行う「精巣または精巣上体からの精子採取の手術」（精巣内精子生検採取法（TESE）、精巣上体精子吸引法（MESA）等の男性不妊治療を必要とした場合は、**1回につき上限15万円（初回申請に限り上限30万円）**。
（原則、男性不妊治療のみでの申請はできません。ただし、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合は、男性不妊治療のみの申請でも助成の対象となります。）



助成の対象範囲

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	精巣又は精巣上体からの精子採取の手術	採卵まで				採精（夫）	受精 （前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚移植				妊娠の確認 （胚移植のおおむね2週間後）	助成対象範囲	
		薬品投与（点鼻薬） （自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射） （自然周期で行う場合もあり）	採卵	新鮮胚移植			凍結胚移植						
					胚移植			黄体期補充療法	胚凍結	薬品投与 （自然周期で行う場合もあり）	胚移植			黄体期補充療法
平均所要日数	1日	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	1日	7～10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施														助成対象
B 凍結胚移植を実施*														
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施														
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了														
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止														
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止														
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止														対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止														

* B: 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

* 治療終了日とは、医師による妊娠確認検査を行なった日又は医師の判断でやむを得ず治療を中断した日となります。

※治療中の内容については医療機関にお問い合わせください。



指定医療機関

～助成の対象となるのは、指定医療機関で受けた特定不妊治療です～

医療機関名	所在地	電話番号
滋賀医科大学附属病院	大津市瀬田月輪町	077-548-2576
医療法人 桂川レディースクリニック	大津市御殿浜	077-511-4135
医療法人 竹林ウィメンズクリニック	大津市大萱	077-547-3557
医療法人 木下レディースクリニック	大津市打出浜	077-526-1451

※ 大津市以外に住所を有する医療機関については、その所在地の管轄の都道府県もしくは政令指定都市、中核市が指定していれば、大津市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施指定医療機関とみなします。指定医療機関かどうか不明な場合はお問い合わせください。

※ 男性不妊治療については、指定医療機関の主治医の治療方針に基づき、指定医療機関以外の医療機関で行った場合も助成の対象とします。



所得額の計算の方法

夫婦の合計所得額が730万円未満なら申請ができます。

ご夫婦それぞれの所得について計算し、合算します。(児童手当法施行令第2条、第3条に準じます。)

※ 表中の「所得金額」は、総収入ではありません。源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」を、住民税課税証明書では、「所得金額の合計」(自治体によって表記が異なります。課税標準額の「総所得」ではありませんので、ご注意ください。)をご覧ください。

所得および控除額の種類		夫	妻
I	所得金額の合計		
①	児童手当施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000
②	雑損控除額		
③	医療費控除額		
④	小規模企業共済等掛金控除額		
⑤	障害者控除額(普通) (該当者 1人につき 270,000円)		
⑥	障害者控除額(特別) (該当者 1人につき 400,000円)		
⑦	勤労学生控除額 (該当すれば270,000円)		
II	控除額合計 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦		
III	児童手当法施行令による所得額 (I - II)	(A)	(B)
合計	ご夫婦の合計所得額が730万円未満であれば申請ができます。	夫と妻のIIIを合算する (A) + (B)	

※ 令和2年度は所得要件の緩和があります(表紙②参照)



申請方法

下記の必要書類をすべて揃えて、大津市健康推進課、または各すこやか相談所で申請してください。申請は郵送でも受付可能とします。

1	<p>大津市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書兼請求書（様式第9号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者自身でご記入ください。 記入は油性ボールペンをご使用ください。 1回の申請につき1枚の申請書が必要です。（医師の証明書が2枚あれば、申請書も2枚必要です。）
2	<p>大津市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（様式第10号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診した指定医療機関で作成を依頼してください。 男性不妊治療に要した費用についても、指定医療機関の主治医にまとめて記載を依頼してください。
3	<p>振込先の支店名・口座番号が確認できるもの（通帳のコピー）</p> <ul style="list-style-type: none"> 通帳をお持ちでない方は、ご自身でインターネットバンキングのwebページから、口座情報を印刷して提出してください。
4	<p>夫及び妻が同一世帯でない場合、法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（戸籍抄本）</p>
5	<p>認印（申請者欄に押印した印鑑と同じもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵送での申請の場合は不要です。

～下記ご確認ください、ご申請ください～

※ 収入がない方（専業主婦など）で申告をされていない方

所得額の確認ができません。市役所市民税課かお近くの支所で収入がない等の申告を済ませておいてください。（ご家族が会社等でまとめて申告されている場合は、改めての申告は不要です。）

※ 住民税課税の基準日1月1日以降に大津市に転入された方

市では所得額の確認ができません。夫婦それぞれの所得額を証明する書類として、住民税課税（所得）証明書を前住所地より取り寄せてください。**源泉徴収票は正確な所得が確認できないので不可**とします。

★ 令和2年4月～令和2年5月に申請される場合

平成31年1月1日時点で大津市に住所を有していない方は、前住所地の平成31年度（令和元年度）住民税課税（所得）証明書をご用意ください。

★ 令和2年6月～令和3年4月に申請される場合

令和2年1月1日時点で大津市に住所を有していない方は、前住所地の令和2年度住民税課税（所得）証明書をご用意ください。

※ 住所、続柄、所得などの要件が確認できない場合、それを証明する書類を提出してください。

申請期限

助成の申請は、治療が終了した日の属する年度内（1年度は4月1日～翌年3月31日）に申請してください。ただし、3月中に治療が終了した場合に限り、翌年度の4月末日（休日の場合はその翌日）までとします。なお、申請期限の最終日が休日の場合は翌開庁日まで受け付けます。

【重要】申請期限を過ぎますと申請できませんのでご注意ください。

助成年度	治療終了日	申請期限
令和2年度	令和2年4月1日 ～ 令和3年2月28日	令和3年3月31日（水）
	令和3年3月1日 ～ 令和3年3月31日	令和3年4月30日（金）

※ 医療機関で作成する「大津市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」に時間を要することがありますので、ご注意ください。

助成金の交付方法

助成が承認された場合、申請者本人に通知し、申請書記載の口座に助成金を振り込みます（申請日から約3～4か月後）。

交付申請の不承認、助成の取り消し

要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、不承認決定通知書を送付します。また、不正な手段をもって助成を受けた場合には、助成金を返還していただきます。

治療終了日について

治療終了日とは原則、妊娠判定日・またはその時点に至るまでに医師の判断でやむを得ず治療を中断した時点となります。（卵胞が発育しない、または排卵終了のため卵子採取に至らない場合は、助成対象外となります。）

不妊・不育症相談（大津市）

【日時】 平日 9時～17時（一人45分まで） ※ 事前に電話予約が必要です。

受診・治療への迷いや悩み、検査や薬、周囲との人間関係など、専門相談員（助産師）が不妊と不育症に関する様々な悩みの相談を受けます。相談は無料ですので、気軽にご相談ください。面接及び電話相談（いずれも要予約）を行います。

※不育症とは、妊娠はするものの2回以上の流産や死産等を繰り返す状態のことをいいます。

お問い合わせ先・申請先 大津市健康推進課 母性保健係

平日（月～金曜・土日祝を除く） 午前9時～12時、午後1時～5時

【所在地】 浜大津四丁目1-1 明日都浜大津2階 【電話】 528-2748